

令和6年4月5日
(2024年)

保護者のみなさまへ

和歌山市立東和中学校

警報等発表時の措置について

警報等発表時については、下記のとおりご対応ください。本校が適用される区域は、「和歌山市」となります。発表区域（和歌山市）の状況が確認できない場合は、午前7時30分以降であれば学校に問い合わせただいても結構です。

記

1 暴風警報または大雨警報の場合（特別警報を含む）

- (1) 朝の登校時、和歌山市に暴風警報又は大雨警報が発表されている場合は、自宅待機とします。
 - ① 午前10時まで解除された（午前10時解除も含む）場合は、通学路の安全を確かめて登校させてください。
 - ② 警報の解除が10時を過ぎた場合は、臨時休業となります。
 - ③ 登校後に上記警報が発表された場合、気象・道路状況などから生徒が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校の措置をとります。しかし、帰宅させることでより危険を増すと考えられるときは、下校させず危険がなくなるまで学校に待機させます。特別警報が発表された場合は、学校待機とします。
 - (2) その他の警報が発表されている場合は、平常通り授業があります。ただし、通学途中に危険がある場合は、自宅待機とし、そのことを速やかに学校へ連絡してください。
- ※ 特別な場合を除き、学校から家庭への連絡はいたしかねますのでご了承ください。また、学校への問い合わせ電話はご遠慮ください。

2 地震が発生した場合

- 「防災わかやま市」やテレビ・ラジオ等の情報により適切な行動をとってください。
- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。
 - (2) 震度に関係なく、津波警報又は大津波警報が発表され、危険が予測される場合は臨時休業とします。その場合は、和歌山市メール連絡システムにて連絡します。
 - (3) 登校後、震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し、情報収集した上で、待機か下校かを決定します。危険性がなくなったと判断できるまでは、避難場所で待機させることになります。

3 避難勧告、避難指示により学校が避難所となる場合

学校は臨時休業となります。